



# 島根県報

令和3年5月11日（火）

第 207 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

令和3年5月臨時県議会の招集	(財 政 課)	2
家畜伝染病の患畜の発生の届出	(農 畜 産 課)	2
保安林予定森林（2件）	(森 林 整 備 課)	2
保安林の指定	(       "       )	3
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(中 小 企 業 課)	3

**【公 告】**

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出	(都 市 計 画 課)	5
--------------------------	-------------	---

**【特定調達公告】**

運転免許証等作成用消耗品の購入に係る随意契約の相手方等	(警 察 本 部)	5
-----------------------------	-----------	---

**【選管告示】**

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		6
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		6
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		8

**告 示****島根県告示第350号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第3項の規定により、次の事件を付議するため、令和3年5月18日臨時県議会を松江市に招集するので、同法第101条第7項及び第102条第4項の規定により告示する。

令和3年5月11日

島根県知事 丸 山 達 也

付議事件

- 1 常任委員の選任について
- 2 議会運営委員の選任について
- 3 特別委員会の設置及び委員の選任について

**島根県告示第351号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、患畜が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月11日

島根県知事 丸 山 達 也

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所 又は区域	発生年月日	その他参考となる べき事項
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	大田市水上町	令和3年4月22日	ホルスタイン種 県外導入牛

**島根県告示第352号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年5月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出雲市佐田町八幡原字長畑119-1、127、128、字坂根126-2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第353号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年5月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安来市伯太町安田2215、2216
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第354号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年5月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所  
松江市八雲町東岩坂1865-2、1866から1869まで、1867-1、1868-1、3274、3275、3282、3283
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
八雲町東岩坂1865-2・1866・3274・3275・3283（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第355号**

令和3年島根県告示第256号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和3年5月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー神西店 島根県出雲市神西沖町1444番2外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	開発区域周辺道において交通渋滞が発生しないよう公安委員会、各道路管理者等と協議のうえ対策を講じること。	店舗周辺の国道9号、県道337号線は、通行車両が多いことが予想されるので、混乱・事故が生じないように対策を講じておく必要がある。
2	車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	駐車場から道路へ進出する際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要がある。 また、駐車場から道路に進出する車両等に対し、標示等により停止を促す措置を十分に講じる必要がある（駐車場が歩道に面している場合は、出入口付近に歩道手前で停止を促す措置を講じること。）。
3	店舗出入口付近及び周辺駐車場において誘導看板の設置等により交通事故防止、混乱防止等の措置を講じること。 繁盛期には誘導員を配置して適切な広報・誘導を実施すること。	来客車両が計画されている進入・進出経路を通行するように、適切な案内看板・標示等の設置が必要である。 また、車両・歩行者等の往来が多い繁盛期には、誘導員による適切な広報・誘導が必要である。
4	開店後も、実際の渋滞状況や交通安全諸問題の発生に応じて、必要な措置を継続して講じること。	開店後、交通渋滞や交通安全等諸問題が発生した場合は、周辺地域の生活環境の保持のため、関係機関・団体等との連携を図るなど、迅速かつ適正な対処が必要である。
5	早朝の荷さばき作業による騒音について、通常行う騒音対策にあわせ徹底した騒音（防音）対策を行うこと。 また、搬入車両について近隣住民の安眠を妨害することがないように検討し実施すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
6	長時間使用する室外機、受電設備等の稼働時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。 早朝及び夜間における近隣住民の安眠を妨害することがないように防音対策を講ずること。 また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
7	敷地内に照明等設置する時は周辺の住宅に影響を与えないよう十分配慮すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
8	店舗に設置される排気施設について、排出される臭気が近隣住民の生活に支障を生じさせないように配置や構造	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。

	に配慮すること。	
9	<p>周辺の住民や事業所等に当該事業についての事前説明を十分に行うこと。</p> <p>周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解決に向け努力すること。</p>	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
10	<p>店舗改装工事に伴い工事車両が市道を通行する場合は、積載物の落下などによる道路の汚損・破損がないよう注意を喚起すること。</p> <p>道路に汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。</p>	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）及び道路法第58条（原因者負担金）による。
11	当該地は、過去に開発許可を受けた土地である。既存緑地を変更する場合は市都市計画課と協議すること。	法令に基づく手続のため。
12	当該地において、5,000平方メートル以上の土地の売買等がある場合は、市都市計画に国土利用計画法の届出を行うこと。	法令に基づく手続のため。

## 3 縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70番地）

## 4 縦覧期間

告示の日から1月間

## 公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、江津市蛭子北土地区画整理組合理事長田中睦次から次のとおり理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和3年5月11日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 変更前の理事の氏名及び住所

田中 勝行 江津市嘉久志町イ1345番地1

## 2 変更後の理事の氏名及び住所

田中 正浩 江津市嘉久志町イ1427番地

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年5月11日

島根県警察本部長 堀 内 尚

## 1 件名及び数量

運転免許証等作成用消耗品

- (1) IC運転免許証基体カード 123箱

- (2) 運転経歴証明書基本カード 10箱
- (3) インクリボン 59箱
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社DNPアイディーシステム 代表取締役 尾崎 信太郎 東京都新宿区新宿四丁目3-17
- 5 随意契約に係る契約金額
- (1) IC運転免許証基本カード 506,700円 (単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。)
- (2) 運転経歴証明書基本カード 150,600円 (単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。)
- (3) インクリボン 140,000円 (単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和3年5月11日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石国かずこ後援会	石国 佳壽子	石国 佳壽子	邑智郡邑南町淀原577	令和3年3月23日
石田茂春後援会	和田 正夫	石田 茂春	隠岐郡隠岐の島町蛸木84番地	令和3年3月18日
鍵本あき後援会	鍵本 亜紀	鍵本 和雄	邑智郡邑南町伏谷1297-10	令和3年4月1日
斎藤則子後援会	遠藤 元美	阿賀 理佳	隠岐郡隠岐の島町那久294-2	令和3年3月15日
しがらみのない市民 目線の市政を創る会	江角 彰宣	吾郷 勉	出雲市姫原町三丁目6番地6	令和3年3月29日
牧野牧子後援会	牧野 牧子	牧野 恵多	隠岐郡隠岐の島町栄町873-1	令和3年3月25日
夢を実現できる松江 を創る会	皆美 佳邦	門脇 浩泰	松江市東本町一丁目5番地	令和3年3月30日

### 島根県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりで

あったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和3年5月11日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

## 1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
社会民主党島根県連合	清水 勝	代表者の氏名	清水 勝	山本 誉	令和3年3月20日
		会計責任者の氏名	熱田 幸隆	今岡 健	
		主たる事務所の所在地	大田市長久町長久口426番地46	松江市雑賀町163櫻井ビル2階	
日本共産党島根県中部地区委員会	石飛 育久	会計責任者の氏名	石飛 育久	高見 俊明	令和3年3月26日

## 2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
大賀満成後援会	近藤 政男	会計責任者の氏名	大賀 園美	棕木 福蔵	令和3年3月18日
川光秀昭と出雲市政をかたろう会	山田 義貴	主たる事務所の所在地	出雲市大社町修理免679-1	出雲市大社町修理免683-6	令和3年3月22日
小林眞二後援会	藤原 令奈	会計責任者の氏名	小林 眞二	大浦 司	令和3年4月18日
新社会党島根県本部	斎藤 明久	代表者の氏名	斎藤 明久	福原 武	令和3年4月1日
		会計責任者の氏名	谷 博司	白井 秀雄	
		主たる事務所の所在地	鹿足郡吉賀町白谷486番地	鹿足郡吉賀町六日市780番地2	
多々納つよと後援会(育川会)	多々納 剛人	会計責任者の氏名	栗原 欽也	山根 康男	令和3年3月4日
島魂クラブ	佐々木 雅秀	代表者の氏名	佐々木 雅秀	藤村 一男	令和3年3月1日
錦織伸行後援会	錦織 伸行	会計責任者の氏名	錦織 悦子	小塚 隆訓	令和3年3月25日
日本遺族政治連盟島根県本部	山崎 義興	会計責任者の氏名	原 充男	雲石 達生	令和2年4月1日
日本栄養士連盟島根県支部	山本 知子	代表者の氏名	山本 知子	山本 綏津子	令和2年6月19日
ホシザキ労働組合島根支部政治活動委員会	石倉 修	会計責任者の氏名	高尾 悠司	鳥居 泰邦	令和3年3月16日
躍動ふるさと大田	山下 正一	代表者の氏名	山下 正一	波多野 論	令和2年7月11日

を創る会					
山根ひろし後援会	浅野 拓真	主たる事務所の所在地	松江市浜乃木六丁目31番33-805号	松江市浜乃木六丁目2番12号	令和3年4月19日
山本誉後援会	植田 好雄	代表者の氏名	植田 好雄	森川 和英	令和2年12月5日
湯浅まりこ後援会	湯浅 万里子	会計責任者の氏名	浅日 進美	角 庄市	令和2年12月19日

### 島根県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年5月11日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

#### 1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	解散年月日
社会民主党島根県浜田支部	小川 稔宏	令和3年3月31日

#### 2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
遠藤義光後援会	阿賀 理佳	令和2年12月31日
角かつお後援会	角 可津夫	令和2年12月31日
西村まこと後援会	西村 亮	令和3年4月1日
日本共産党岡崎ひさし後援会	田中 幾太郎	令和3年3月16日
野津てるお後援会	古藤 政宜	令和3年3月31日
三島伸夫後援会	森 正剛	令和3年3月20日